



なは社協だより

7
月号



生活の相談なんでもOK!

ふれあい福祉相談室

[月曜日～金曜日10:00～16:00]

那覇市社協のふれあい福祉相談室は、今年で52周年を迎え、市民のあらゆる心配ごとに対し、適切な助言・援助を行い、問題解決のお手伝いをする「福祉総合相談所」です。

「どこに相談すればいいのか」「悩みを聞いて欲しい」といった制度の狭間にある生活課題をキャッチし、CSW(コミュニティソーシャルワーカー)や関係機関と連携して課題解決に取り組んでいます。また、定期的に弁護士・司法書士相談も開設し、市民のあらゆる困りごとに対応しています。これからも気軽に利用できる相談窓口として、心のこもった相談支援を目指していきます。(担当:仲程)

もくじ

ふれあい福祉相談室 1
教えて!貸付の種類 権利擁護と法人後見
..... 2・3

人権擁護相談室 4
活動アラカルト 5
ボランティアアラカルト 6

応援団(社協会員)募集! 7
フードライブ案内 8
訪問A養成講座のご案内



生活福祉資金貸付事業について

- 対象者** 低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯（65歳以上の高齢者が属する世帯）
- 目的** 資金の貸付と相談支援をすることで**経済的自立・生活意欲の助長・在宅福祉・社会参加の促進**を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした貸付制度です。**(給付ではありません)**

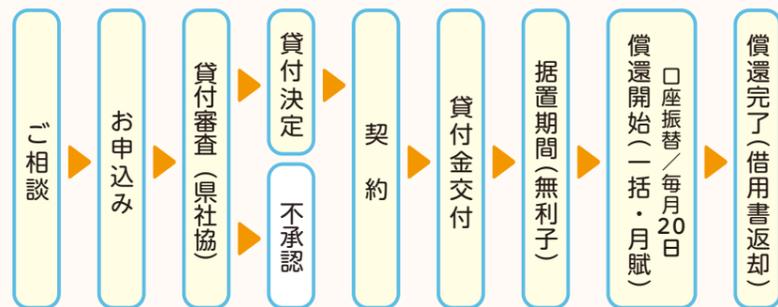
具体的なサービス

<p>① 福祉資金 福祉費</p> <p>自立生活を送るために一時的に必要と見込まれる経費</p> <p>(例:住宅の増改築、障がい者用福祉自動車購入など)</p> 	<p>② 緊急小口資金</p> <p>緊急かつ、一時的に生活の維持が困難となった場合の少額費用貸付</p> <p>※慢性的に生活費が不足している場合は貸付できません</p> <p>※原則として生活困窮者自立支援制度の支援を受けること</p> <p>(例:年金・公的給付などの申請中であり支給開始日までに生活費が必要なとき)</p>	<p>③ 教育支援資金</p> <p>低所得世帯に対し、高等学校・大学・短期大学など就学あるいは入学に際して必要な経費としての貸付</p> 
<p>④ 臨時特例つなぎ資金</p> <p>失業などに伴い、既に住居を失い生活維持が困難な離職者に対して、公的給付や貸付が開始されるまでの資金</p> <p>※原則として生活困窮者自立支援制度の支援を受けること</p> 	<p>⑤ 総合支援資金</p> <p>失業者世帯に対して継続的な相談支援(就労支援・家計支援など)と一時的な資金を必要とし、就職活動を行うことで自立が見込まれる世帯への貸付(1 生活支援費、2 住宅入居費、3 一時生活再建費)</p> <p>※原則として生活困窮者自立支援制度の支援制度を受けていること</p>	<p>⑥ 不動産担保型生活資金</p> <p>一定の居住用不動産を所有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯または要保護の高齢者世帯に対して、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金 不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金の2種類あり</p>

貸付にあたって

- ①世帯単位での貸付制度であり、申込者は原則として生計中心者となります。
- ②世帯の生活の安定や経済的自立を支援する為、家計状況を詳しくお伺いします。
- ③資金の種類によっては、原則、連帯保証人をお願いしております。
- ④民生委員や社会福祉協議会、自立相談支援機関等の**相談・支援制度を受けていただくことが前提**となります。
- ⑤希望する資金によっては他機関での相談を先にお願ひする場合がございます。(他方制度優先)
- ⑥貸付金の返済は決定した返済(償還)期限までに支払えない場合は、延滞利子(年利3%)が発生します。
- ⑦ご相談、お申し込みを進める際、貸付事業を円滑に実施する事を目的に、必要な範囲内で関係機関に対して個人情報を提供、共有します。

相談から貸付決定、償還(返済)完了までの流れ



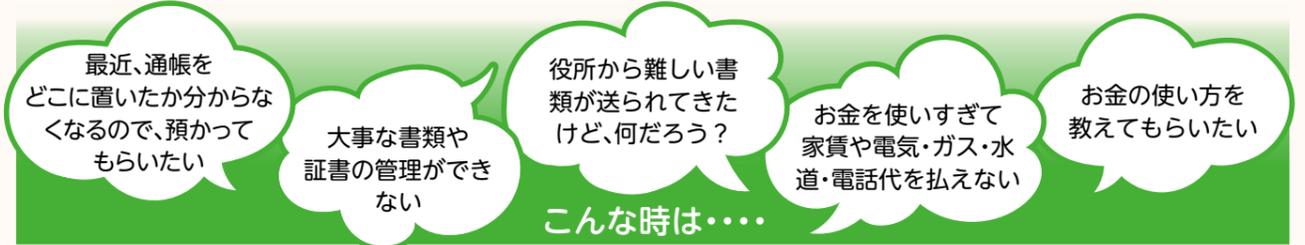
※どの資金も諸条件や貸付限度額、据置期間、償還期間、連帯保証人の有無により必要書類等が違います。詳しくは那覇市社会福祉協議会の生活福祉資金貸付事業担当者へお問い合わせ下さい。

※沖縄県社会福祉協議会で行う審査結果によっては貸付できない場合もあります。

☎098-857-7766 (代表電話)

(※緊急小口資金については振込票にて支払いとなります)

権利擁護支援について紹介します!



最近、通帳をどこに置いたか分からなくなるので、預かってもらいたい

大事な書類や証書の管理ができない

役所から難しい書類が送られてきたけど、何だろう?

お金を使いすぎて家賃や電気・ガス・水道・電話代を払えない

お金の使い方を教えてもらいたい

こんな時は……

日常生活自立支援事業・那覇市生活保護世帯金銭管理支援事業が利用できるかも?!

利用できる方 認知症の高齢者、知的障がい・精神障がいなどにより、お金の管理がひとりでは難しく、必要な福祉サービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが難しい方。

具体的なサービスの内容

<p>① 福祉サービスなどの利用のお手伝い</p> <p>①福祉サービスの利用に関して相談を受け、情報提供や助言を行います。</p> <p>②利用手続きや利用料の支払いを支援します。</p>	<p>② 日常的金銭管理のお手伝い</p> <p>①預貯金の払い戻し、預け入れ</p> <p>②生活費や小遣いを定期的に届ける</p> <p>③公共料金の支払い など</p>	<p>③ 書類などの預かりサービス</p> <p>①通帳や印鑑・年金証書などの書類の保管</p> 
--	--	---

詳しいことはお問合せください!

- 日常生活自立支援事業 (直通・098-857-4525) ※相談は無料です。契約後、利用料がかかります。
- 那覇市生活保護世帯金銭管理支援事業 (直通・098-987-1225) ※相談は無料です。利用料はかかりません。※那覇市在住で那覇市から生活保護を受給している方が対象です。※生活保護課の担当の方に直接ご相談ください。

那覇市社協の法人後見事業について

成年後見人制度とは?

認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が喪失してしまった方の権利や利益を保護するために家庭裁判所から選任される「成年後見人等」が、本人に代わり法的に支援するための制度です。

このような時に成年後見制度を利用できる可能性があります

- 認知症の家族が不必要な訪問販売や悪徳商法に巻き込まれないようにしたい。
- 判断能力が低下している本人に代わり銀行で預金を引き出そうとしたら「成年後見制度を利用するように」と言われた。
- 認知症や障がいがあり介護施設や病院などの契約がむずかしい場合 他

成年後見制度を利用するための手続き

- 本人や親族または市町村長が家庭裁判所に申立てを行います。

社会福祉協議会が行う法人後見事業の特徴について

適切な後見人等が見つからない場合等の理由から、家庭裁判所に那覇市社協が選任された場合に後見業務を担当します。法的支援と共に、専門知識と経験を持った職員がご本人の権利や利益を保護する役割を果たします。柔軟な対応と地域との連携により、より良いサポート体制を構築します。

私たち那覇市社協は、地域の皆様の生活を支えるために取り組んでいます。お困りの方や関心のある方はご相談ください。皆様の安心できる生活づくりを応援します!(担当:地域福祉課 金城)

人権擁護相談室を開設しています。

(毎月第4木曜日14:00~16:00)

人権擁護とは、すべての人が持つ「生きる」「自由」「安全」などの基本的な権利を守ることを指します。例えば、学校でいじめがあったときに、その問題を解決し、再発を防ぐための取り組みを行うことが人権擁護の一例です。差別やハラスメントなど、人権侵害に関するご相談に対応しておりますので、お気軽にご相談ください。(担当:仲程)

- 那覇地方法務局
(休日以外毎日8:30~17:15)
- 那覇市役所市民生活安全課
(毎月第1月曜日10:00~12:00)※要予約
- 那覇市総合福祉センター
(毎月第4木曜日14:00~16:00)※面談での相談



学校での人権をテーマにした授業

子どもの居場所 K O D O M O n o I B A S Y O

ケンタッキー・フライドチキンを使った調理実習!

ケンタッキー・フライドチキンを活用した調理のデモンストレーションを5月30日(木)に那覇市総合福祉センターの調理室で行いました。

店舗閉店時にどうしても残ってしまったチキンを「食材」として、「再加熱」や「骨を取り除く」ことなどの条件を守った上で、こども食堂などに提供しています。

デモンストレーション後には、みんなで作ったカレーをおいしくいただきました♪

(担当:子どもと地域をつなぐサポートセンター系)



今月も子どもの居場所に多くの支援をいただきました

企業・団体・個人の皆さま!日頃より那覇子どもの居場所へのご支援ありがとうございます!

頂きましたご支援は大事に子どもの居場所で使わせていただいております。また、頂きましたご寄附を財源として、令和3年度より、サポートセンター系が取りまとめて「子ども食堂保険」に加入しており、なほ子どもの居場所ネットワークに所属する加入希望団体の保険料として活用しています。今年度もすべての団体が保険に加入することができ、活動中の事故や食中毒などのトラブルに対応できるため、子どもたちが安心して利用できる居場所づくりにつながっています。今後も、このような形で大切にに使わせていただきたいと思います。(担当:松長)

5月の子どもの居場所へのご寄付・ご寄贈者一覧

那覇青果物卸商業協同組合	ケンタッキーフライドチキン小禄店・壺川店	匿名希望(県外)
沖縄製粉株式会社	沖縄県那覇市倫理法人会	匿名希望(市内企業有志)
株式会社沖縄吉野家	株式会社おきなファミリーマート	
有限会社サニー沖縄	アマゾンジャパン合同会社日本コンセントリクス株式会社	
日本郵政株式会社那覇中央郵便局・東町郵便局・小禄郵便局	糸満漁業協同組合ソデイカ生産部会	
	上原公徳	(順不同・敬称略)

活動アラカルト

「山下町自治会 地域見守り隊」結成! 第58号

「山下町自治会地域見守り隊」の結成式が5月25日に、ペリー保育園近くの古民家「つなぐ」で開かれました。近年、核家族化や独居世帯が増加する中、山下町でも支え合いの必要性を感じ、地域見守り隊を結成することになりました。山下町自治会では地域福祉懇談会やミニ懇談会を開き、地域見守り隊結成に向け、時間をかけて準備してきました。自治会だけではなく、地域包括支援センターや民生委員・児童委員などの関係機関と情報を共有しながら見守り活動を行う予定です。今後も那覇社協は「支え合いの輪」を広げていくために、地域見守り隊の結成を推進していきます。(担当:崎原)



地域ふれあいデイサービス情報交換会開催!

5月29日(水)に地域ふれあいデイサービスの運営協議会同士の情報交換会を開催しました。ふれあいを運営しているボランティアさん119人に参加いただき、運営に関する情報を共有したほか、那覇市防災危機管理課主幹の源河北斗様による『災害時に備え私たちができること』をテーマに防災に関するお話をいただきました。

災害に対して日ごろからの備えが大事だということで、大雨警報や避難情報等を確認して自分がどういった行動をとるべきか等、とても実りある会となりました。今後も、運営協議会の皆さまが安心安全に活動できるよう、運営支援に務めて参ります。(担当:武川)



さよなら真和志支所 お別れファッションショー!

真和志支所が9月に閉庁することを受け、支所で活動しているふれあいデイサービス「いきいき真和志」のみなさんが5月16日に、「お別れファッションショー」を開きました。煌びやかなドレスに身を包んだモデルさんが堂々とポーズを決め、参加者みんなで楽しみました!

当日は、栄町おばあラッパーズの新垣カメ〜さんにウェルカムソングを、スタイリストの浦崎とも子さんに衣装メイクと演出を協力いただき、新聞やテレビの取材もあり、メディアで取り上げてもらいました。

いきいき真和志は9月からは、おもと会の「ケア・クロッシング寄宮」で引き続き活動していきます!(担当:武川)



【祝・25周年沖縄伴走ランナーネットワーク】

ネットワーク事務局の大見謝さんによると、設立のきっかけは視覚障害者マラソン大会。「大会は多くのボランティアに支えられている。普段はランナーである私達にも何かできるのでは」と、仲間とともに第1回大会で伴走ボランティア活動を始め、第2回大会では4組中2組がフルマラソンを完走した。

孤独な競技と思われがちなマラソンですが、伴走の魅力は「互いの声掛けが励みになる」とのこと。これからも、広報に力を入れながら活動を広めたいと話していました。(担当:上原かおり)



伴走ランナーは、視覚障がい者と一緒にマラソンを練習し、大会に出場するボランティアです。興味のある方は下記ホームページまで↓



ボランティアBOX取組 個人団体紹介(敬称略)



- 名護市更生保護女性会
- 株式会社 尚円会
- 沖縄県立看護大学
- 神村明日香
- 第2愛心こども園
- 崎原さとこ
- 宮城自治会
- 糸数清子
- 那覇市こどもみらい課
- 匿名希望
- JAおきなわ高良支店
- 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター



【御礼とご報告】

個人・団体・企業の皆様

日頃よりボランティアBOX活動へご協力下さり、感謝申し上げます。令和5年度に

集まった切手は
合計 54kg

書き損じハガキは
合計 296枚 でした。

(テレホンカードは引き続き集めております。) ご協力、誠にありがとうございました。

お預かりした切手やハガキを支援物資等へ替えて、緊急に対応が必要な世帯へ提供いたします。(担当:上原かおり)

広告

医療保険療養費支給申請ができます

ご自宅や介護施設まで出張施術します

沖縄本島全域、および宮古島、伊良部島、石垣島、八重山諸島、久米島、伊江島で訪問治療します。

治療内容 はり、お灸、マッサージ

琉球治療院 詳しくはwebを後期 検索 お気軽にお問い合わせください 【営業時間 9:00~18:00】 ☎ 0120-680-006

応援団(社協会員)募集!

那覇市社会福祉協議会は、地域に住む皆さんが笑顔で暮らせるまちづくりを目指して、行政や自治会や様々な企業・福祉団体と一緒に地域福祉活動を進めています。見守り活動や子どもの居場所サポート事業など皆さんの身近にある支え合い活動のサポートや、高齢者・障がい者や生活困窮世帯等への専門的な支援まで多くの事業を行っています。

地域福祉活動を効果的、継続的に進めていくためには、会員の皆さんから頂く会費がとても大事な活動の資金となっています。あなたの助け合いの気持ちが豊かな福祉のまちづくりの力となります! 社協会員加入へのご協力、よろしくお願いします。

会員の種類		
戸別会員	1世帯 300円	自治会員
個人会員	1口 1,000円	賛同する個人
団体会員	1口 3,000円	福祉関係機関、福祉団体
特別会員	1口10,000円	企業、医療機関、篤志家等

会員申込方法

- ◎本会が発行している振込用紙を使用し、銀行にてお振込みをすることでお申込できます(沖縄銀、琉銀手数料無料)
- ◎那覇社協窓口にて直接会費を納入していただけます。
- ◎上記申込方法が難しい方は、那覇社協(企画総務課)までご連絡ください。集金に伺うこともできます。

なは社協 相談窓口のご案内

ふれあい福祉相談室 ☎ 857-7780

生活上の心配ごと、悩みごと、どのようなことでも気軽に相談できる一般相談・司法書士専門相談・弁護士専門相談があります。(秘密は厳守で相談は無料です)

生活福祉資金貸付事業 低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者の属する世帯に対する資金貸付

司法書士専門相談 毎月 第2金曜日 / 午後2時~4時 予約制
弁護士専門相談 奇数月 第4金曜日 / 午後2時~4時 予約制

ボランティア活動・行事用保険 ☎ 857-7766

ボランティア活動・行事用保険は、ボランティア活動中のさまざまな事故によるケガや賠償を補償します。

デイサービスあしびなー ☎ 080-1739-1355

利用者の方々が住み慣れた地域から通い、日々、生きがいのもてる暮らしを応援し、ご家族の身体的、精神的な負担を軽減します。

地域福祉権利擁護センター 日常生活自立支援事業

☎ 857-4525 FAX.857-6052

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者などで、自分で判断することが難しい方々の福祉サービスの利用手続きや、医療費・公共料金の支払い等の日常的な金銭管理のお手伝い、書類の預かりサービスを契約に基づいて行っています。

居宅介護支援事業 ☎ 891-8236 FAX.859-8388

安心して在宅生活が営めるように、家族、医療、介護保険サービス事業所等と連携を図ると共に、社会資源を活用しながら支援を行ないます。

ホームヘルプステーションわかば ☎ 859-8383 FAX.859-8388

ご自宅に介護専門職が訪問し、身体介護及び生活支援サービスを提供します。

- 訪問介護
- 総合事業
- 障がい福祉サービス

生活支援訪問型サービス従事者養成研修8月開催 受講生 大募集!!

「生活支援訪問型サービス」は食事や入浴介助等の身体介護は行わず、1回60分程度の掃除・洗濯等の家事支援に特化した那覇市独自の訪問介護サービスです。

介護職に興味のある18歳以上の方なら、**無資格・未経験でもどなたでも受講できます!**
研修は、下記の日程で開催いたします。ご興味のある方は那覇社協までご連絡ください。

開催日: 令和6年8月14日(水)~16日(金)9:30~17:00 全3日間
場所: とまかせ振興会館2階【8月14日/8月16日】 那覇市金城3-5-3
那覇市総合福祉センター2階【8月15日】 那覇市金城3-5-4
申込期限: 8月7日(水)まで
申し込み・お問合せ: 那覇市社会福祉協議会 地域福祉課
電話: 098-857-7766 担当: 新垣、下地、高橋



「もったいない」を「ありがとう」に変える



フードドライブ

ご家庭で、使いきれずに保管したままになっている「もったいない食品」などを、那覇市内の郵便局窓口(郵便専門局は除く)やファミリーマート(一部店舗)、石嶺公民館にある「フードボックス」へ寄贈ください!

那覇市内にある子どもの居場所や生活困窮世帯などでおいしい食事として活かされます。



ご寄付いただきたい食品 ※保存がきくもの(アルコールは不可)

お米・粉もの・缶詰・レトルト食品・インスタントラーメン等の乾麺・お菓子・缶やペットボトルに入った飲料など



寄付食品の条件

- 未開封の食品 (包装や外装が破損していないこと、中身に異常がないもの)
- 常温で保存が可能な食品
- 賞味期限が1か月以上残っている食品 (賞味期限が明記されているもの)
- 製造者名が記載されている食品
- お米は精米日から一年以内のもの

※お寄せいただいた食品について、腐敗等、使用に適さないと判断した場合には、処分させていただきます。

(担当: 地域福祉課)

寄附者ご芳名

(令和6年5月1日~令和6年5月31日までの寄附金状況) 敬称省略

188,533円

一般寄附

- ・手塚謙次
- ・宮城美笑子
- ・小野建沖繩(株)中部センター
- ・小野建沖繩(株)西崎センター
- ・沖繩看護専門学校
- ・クラウドライク(株)
- ・米内山まり
- ・LINK実行委員会
- ・匿名



LINK実行委員会

おぎんスマート

- ・ちばりよーな~ふぁ 12件

8,573円

令和6年4月1日~令和6年5月31日

寄附金総額

1,530,112円

※那覇市社会福祉協議会が実施する事業及び福祉サービスにおいては、個人情報保護規定を定め、個人情報の種類・利用の目的・提供方法について、適法かつ適正な方法で対応いたします。



SNSやコミュニティFM(FM那覇「それいけ!みんなのなほ社協」)で発信しています。YouTubeのQRは4月の番組のYouTube配信です。



なほ社協だよりアーカイブ

